

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、食品卸売業を経営する社長さんからでした。

ご相談の内容は、「労働局からあつせん通知が来た



こちら企業の労働110番です

船岡社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員
社会保険労務士

船岡 和彦

各種労使紛争解決手続への対応

「昇格の判断などに評価している。その労働者は日頃無断欠勤や遅刻が多く、他にも会社で決めたルールを再三注意しても守らないのに昇格する方がおかしい。



このあつせんの通知に対する対応ですが、まずあつせんに参加するかしないかの旨を必ず労働局に通知します。

い。同期は全員昇格しているのに自分だけしないのは差別だ」と不服を言いました。その労働者こそが今回のおつせんの申請人です」とのことでした。

さらに、社長さんは

専門家によるあつせん委員会で組織された紛争調整委員会が双方の間に立ち、裁判をしないで無料で早期解決（原則1日で終了）を促す非公開の解決制度のことです。

あつせんに参加した場合の流れですが、あつせん委員は紛争当事者である両者の主張の確認、参考人からの事情聴取、話し合いの促進や、具体的なあつせん案の提示などを行います。これらにより会社側と労働者側の両者の合意が成立したり、両者があつせん案を受諾した場合は、トラブルが解決されたこととなり、あつせんは終了します。

また、あつせんに参加することにより、労働者は第三者に話を聞いてもらうことで会社側の主張について一定の理解や、落ち着いて冷静に判断することも期待できること、などをお話しし労務相談を終了しました。

なお、後日社長さんから電話連絡があり、あつせんに参加する旨の報告がありました。社長さんはあつせん委員の意見やアドバイスも聞きながら冷静に対応していました。

当協会では紛争解決手続を迫真的労働劇で再現するセミナーを行います。本誌17ページをご覧下さい。

けれど、これ無視していいよね?」とのこと。社長さんに、労働者と何かトラブルでもあつたのかお聞きすると、「先日、労働者全員と個々に人事評価の面接をした際、ある労働者から『自分が昇格しないのはおかしくない』と付け足された。

今回の『あつせん』ですが、正確には『紛争調整委員会によるあつせん』と言い、労働条件その他労働関係に関する事項などの個別労働紛争を弁護士、大学教授、社会保険労務士などの

視をしていても数日後労働局から連絡があり、参加の有無の意思表示を必ずしなければなりません。（無論に、非常識でまづたく理解できな

この場合は打ち切りとなり、あつせんに参加しない場合と同様、裁判等に移行する場合があります。

当協会では紛争解決手続を迫真的労働劇で再現するセミナーを行います。本誌17ページをご覧下さい。